

岩手県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市腹帯地内から川井地内まで及び川井地内から箱石地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年7月4日から同年11月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）